「久喜市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱」の運用基準

（平成２６年３月２４日市長決裁）

久喜市が締結する契約に係る指名停止等の措置については、「久喜市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱」（以下「措置要綱」という。）に基づき講じられてきたところであるが、指名停止等の措置の運用については、要綱に定めるほか次のとおり運用するものとする。

記

１　措置要綱第２条第１項関係（指名停止関係）

（１）　指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。

この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。

（２）　第１項に該当する有資格業者から指名停止を受ける原因となった部門を合併や営業譲渡等により譲り受けた有資格業者についても、指名停止の措置を行うものとする。

（３）　第１項による指名停止中の有資格業者から、指名停止を受ける原因となった部門を合併や営業譲渡等により譲り受けた有資格業者については、既に受けている指名停止の期間を引き継ぐこととする。

２　措置要綱第３条関係（企業共同体に関する指名停止）

（１）　第３項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて入札参加させないための措置であり、既に対象である工事について開札済みであって新たな入札参加が想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。

（２）　第３項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第４条第２項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。

３　措置要綱第４条第２項関係（指名停止期間の特例）

（１）　有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。

（２）　下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。

4　措置要綱第５条関係（独占禁止法違反等の不正行為に係る指名停止の期間の特例）

（１）　短期加重措置の対象となり、かつ、第５条各号の一に該当することとなった場合は、短期加重措置の後、加重するものとする。

（２）　第３号及び第４号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

（３）　「他の公共機関の職員」（第４号並びに別表第２第２号関係）とは、刑法第７条第１項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。更に私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含む。

5　措置要綱別表第１関係（久喜市内において起こした事故等に対する措置基準）

（１）　低入札価格調査を行った市発注工事において、過失による粗雑工事（第２号関係）の措置要件に該当した場合の停止の期間は、少なくとも３か月とする。

（２）　一般工事等における過失による粗雑工事（第３号関係）について、かしが重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合、又は他の行政機関から過失による粗雑工事として指名停止を措置された場合とする。

（３）　市契約の履行に当たり、契約に違反した場合とは、例として次のような場合などがある。

ア　契約書や約款などに規定されている、報告を怠った場合等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

イ　指名停止中の有資格業者を下請負人として使用した場合

（４）　公衆損害事故又は事故が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として、指名停止を行わないこと。（第５号から第８号まで）

ア　作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）

イ　第三者の行為により生じたものであると認められる事故（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

（５）　市契約における事故（第５号及び第７号関係）について、安全管理の措置が不適当であると認められるのは、原則としてアの場合とする。

　ただし、イによることが適当である場合には、これによることができる。

ア　発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

イ　当該契約の関係者が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

（６）　一般契約における事故（第６号及び第８号関係）について、安全管理の措置が不適当であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該契約の関係者が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

６　措置要綱別表第２関係（贈賄及び不正行為等に対する措置基準)

（１）　「代表権を有すると認めるべき肩書」（第１号関係）とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。

（２）　独占禁止法第３条に違反した場合、（第３号関係）は、次のアからエまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

ア　排除措置命令

イ　課徴金納付命令

ウ　刑事告発

エ　有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕。

（３）　独占禁止法第８条第１号に違反した場合（第３号関係）は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに入札参加停止を行うものとする。

（４）　別表第２第３号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の２分の１の期間とする。

この場合において、この項前段の期間が別表第２第３号に規定する期間の短期を下回る場合においては、措置要綱第４条第３項の規定を適用するものとする。

（５）　「業務」（第３号、第４号及び第６号関係）とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものであること。

（６）　建設業法違反（第５号関係）について、建設業法の規定に違反し、市契約の相手方として不適当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア　代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ　建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（市長が軽微なものと判断した場合を除く。）

（７）　業務に関する「不正又は不誠実な行為」(第６号関係）とは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア　代表役員等、一般役員等又は使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ　市契約に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続きの大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

ウ　低入札価格調査を行うこととした入札において、低入札価格調査に応じない等著しく信頼関係を損なう行為があった場合

（８）　報告義務違反（第９条関係）は、契約に係る仕様書等に明記された「暴力団等からの不当要求等に関する事項」の不当要求又は妨害があったにも関わらず、当該報告を行わなかった場合をいう。

附　則

この基準は、平成２６年４月１日から施行する。